

千葉市広告事業民間提案選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 広告事業に関する民間事業者からの企画提案を選定するにあたり、千葉市広告事業民間提案選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案の選定方法に関すること。
- (2) 企画提案の採用の可否に関すること。
- (3) その他企画提案の選定に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会の委員長は、財政局資産経営部長をもって充てる。

3 委員会の委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 財政局財政部資金課長
- (2) 財政局資産経営部資産経営課長
- (3) 財政局資産経営部管財課長
- (4) 企画提案された広告事業に係る課等の長
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員長が指定する課等の長

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故あるときは、資産経営課長が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者または専門知識を有する者に出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財政局資産経営部資産経営課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。